

1 議案名

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

技能労務職員の給与に関する規則が改正され、給料表の号俸の構成が改められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部改正について

教職員課

1 徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の概要

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年徳島県条例第6号)第15条の規定により、技能労務職員で会計年度任用職員であるものの給与に関し、必要な事項を定めている。

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(抄)

[給与の支給方法等]

第15条 給与の支給方法その他この条例の実施に関し必要な事項は、第十条に掲げる条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の例により、任命権者が定めるものとする。

2 規則改正の理由

技能労務職員の給与に関する規則の改正により、給料表の号俸の構成が改められ、改定前の給料表の1級1号俸～16号俸が、改定後の給料表では削除されることに鑑み、会計年度任用技能労務職員に適用する初任給基準表について所要の改正を行う必要がある。

(改定前の17号俸が改定後は1号俸になるが、給料月額は185,700円に変更なし)

3 規則改正の概要

初任給基準表の初任給及び上限について、次のとおり改正する。

(現行)

職務	初任給	上限
調理	1級21号俸	1級33号俸
介助	1級17号俸	1級29号俸
実習		
諸用務		

(改正後)

職務	初任給	上限
調理	1級5号俸	1級17号俸
介助	1級1号俸	1級13号俸
実習		
諸用務		

4 施行期日

令和7年4月1日

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教職員課</p> <p>担当者名 池田晋平</p> <p>電話番号 三一二六</p>
<p>提案(制定)理由 技能労務職員の給与に関する規則が改正され、給料表の号俸の構成が改められることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。</p>	<p>あらまし 一 会計年度任用技能労務職員に適用する初任給基準表について、調理を職務とする者の初任給を一級五号俸、上限を一級十七号俸とし、介助、実習及び諸用務を職務とする者の初任給を一級一号俸、上限を一級十三号俸とすることとした。 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。</p>
<p>関係法規 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(令和七年徳島県規則第 号)</p> <p>予算上の措置</p>	<p>法令審査会 <input type="checkbox"/> 要 ・ 否</p> <p>パブリックコメント 実施 ・ 省略 ・ <input type="checkbox"/> 対象外</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 初任給基準表（第2条関係）

職務	初任給	上限
調理	1級5号俸	1級17号俸
介助 実習 諸用務	1級1号俸	1級13号俸

備考 職務欄の各区分については、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務に従事する者に適用する。

- 一 調理 寄宿舍及び学校給食の調理等の業務
- 二 介助 児童又は生徒の介助等の業務
- 三 実習 実習の補助等の業務
- 四 諸用務

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

改正案	現行																		
<p>別表 初任給基準表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1406 199 1850 421"> <thead> <tr> <th>職務</th> <th>初任給</th> <th>上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理</td> <td>1級5号俵</td> <td>1級17号俵</td> </tr> <tr> <td>介助 実習 諸用務</td> <td>1級1号俵</td> <td>1級13号俵</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 職務欄の各区分については、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務に従事する者に適用する。</p> <p>一 調理 寄宿舎及び学校給食の調理等の業務 二 介助 児童又は生徒の介助等の業務 三 実習 実習の補助等の業務 四 諸用務</p>	職務	初任給	上限	調理	1級5号俵	1級17号俵	介助 実習 諸用務	1級1号俵	1級13号俵	<p>別表 初任給基準表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1406 821 1850 1043"> <thead> <tr> <th>職務</th> <th>初任給</th> <th>上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理</td> <td>1級21号俵</td> <td>1級33号俵</td> </tr> <tr> <td>介助 実習 諸用務</td> <td>1級17号俵</td> <td>1級29号俵</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 職務欄の各区分については、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務に従事する者に適用する。</p> <p>一 調理 寄宿舎及び学校給食の調理等の業務 二 介助 児童又は生徒の介助等の業務 三 実習 実習の補助等の業務 四 諸用務</p>	職務	初任給	上限	調理	1級21号俵	1級33号俵	介助 実習 諸用務	1級17号俵	1級29号俵
職務	初任給	上限																	
調理	1級5号俵	1級17号俵																	
介助 実習 諸用務	1級1号俵	1級13号俵																	
職務	初任給	上限																	
調理	1級21号俵	1級33号俵																	
介助 実習 諸用務	1級17号俵	1級29号俵																	